

市立特別支援学校小学部の施設整備について

1. 市立特別支援学校小学部の施設

諸要件・所要室

	教室等	使用用途	1室あたり 面積㎡	必要数
特支	特支教室	可動壁を設置し、フレキシブルに活用	70程度	6
特支	自立活動室	可動壁を設置し、フレキシブルに活用。仕切り後に4部屋を確保	70程度 (35程度)	2 (4)
	カームダウン・クールダウン室	情緒面で不安になった児童生徒が、他者の声や視線が気にならず、落ち着いて過ごすことができる部屋	40程度	1
特支	教材室	倉庫各階に1室	20程度	2
	更衣室	男女別 各1室	20程度	1
	シャワールーム	各階に1室		2
	トイレ	多目的トイレ及び洗濯乾燥機スペース含む。		2
	玄関	主に校庭、屋外運動場へ出るために使用		1
共用	プレイルーム	プレイルーム／多様な学習	100以上	1
小学校	通級指導教室	LD(学習障がい)等通級教室として使用	～70	1

※プレイルームは、南校舎又は増築棟に設置することとし、源池小学校と特別支援学校の両校児童が使用しやすいこと。

※通級指導教室は、現在源池小学校に設置されている言語障がい通級教室（ことばの教室）に加えて、新たに、LD（学習障がい）等通級教室を設置するもの。

2. 建物・諸室について

(1) 南校舎と増築棟及び校内の接続性

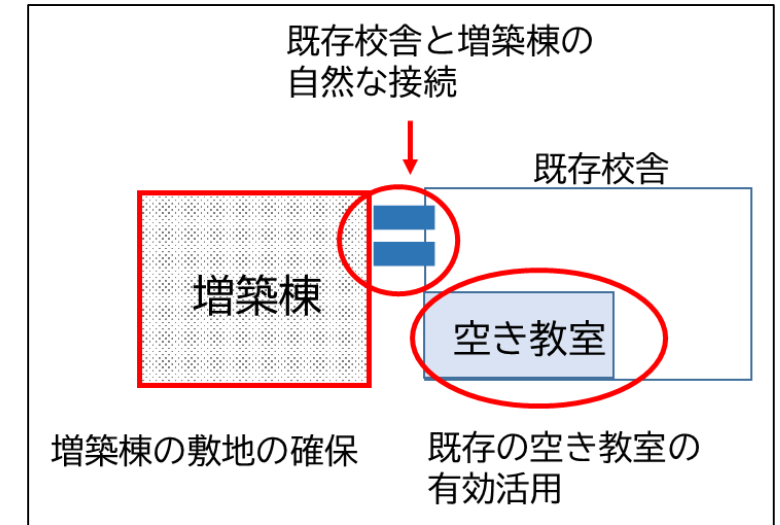
- ・南校舎と増築棟は、エキスパンションジョイントなどにより、各階において自然に接続
- ・1階部分は、増築棟から屋内運動場（体育館）への動線確保（渡り廊下等で接続）

(2) 日常的な交流と自然な関わりや存在が感じられる施設配置

- ・増築棟に特別教室（音楽室、家庭科室等）を設置することや、南校舎に特別支援学校の児童も使用することを前提とした特別教室を設置することなどにより、日常的な交流や関わりが生まれやすいレイアウト

(3) 教室

- ・特別支援学校と小学校で教室の入れ替えも可能な汎用的な教室
- ・廊下に向けて開放的な教室
- ・教室内における手洗い場設置
- ・ICTを活用した授業に対応する電源配置
- ・個別学習に対応する可動壁



市立特別支援学校設立準備委員会資料より

2. 建物・諸室について

(4) カームダウン・クールダウンルーム

- ・柔らかな壁に囲まれた安全性の高い空間
- ・スヌーズレン室としても活用

(5) 自立活動室

- ・自立活動や感覚教育のために吊り下げ遊具を使用
- ・個別の自立活動に対応する可動壁

(6) プレイルーム

- ・吊り下げ遊具やマット遊びなどが可能
- ・学年毎や縦割り班など、集合学習などでの利用
- ・学年集会や保護者会など、大勢での利用も想定

(7) スクールバスの運行、自家用車送迎

- ・スクールバスの運行は未定であるが、運行する場合、小型乗合自動車（定員10～15名程度）で2～3台の運行を想定
- ・保護者による自家用車送迎あり

2. 建物・諸室について

(8) その他建物関係

- ・エレベーターは1機設置し、増築棟及び南校舎3階まで昇降可能とする。
- ・プール跡地の一部は駐車場として利用し、校地北側市道から入り、屋内運動場（体育館）西側を通る車両動線を確保（動線上の倉庫等は移設）
- ・既存校舎のバルコニーは、外壁構築等により、必要に応じて積極的に他用途へ活用
- ・小学校と特別支援学校は一つの職員室を共用（教職員は倍増することが想定される。）

(9) 特別教室

- ・特別教室は、小学校と特別支援学校で共用
- ・増築棟・南校舎で既存の特別教室（音楽室、家庭科室、図工室）の必要数を確保（必ずしも南校舎への設置を必要としない。）

(10) 学習環境全般について

- ・例えば、子どもたちの特性に応じて、温熱環境（断熱，通風）、光環境（明るさが調整できる，モニターが見える明るさ，照明器具によるグレア）、音環境（吸音，遮音 吸音による落ち着いた音環境）などへの配慮

3. 今後の予定

令和7年12月	公募型プロポーザルで設計業者を決定、契約
令和8年1月～令和9年3月	増築棟建設基本設計・実施設計 既存校舎長寿命化改良事業基本設計・第1期工事実施設計
令和8年4月	寿台養護学校分教室開設
令和9年夏頃～	仮設校舎建設 第1期工事開始（南棟：特別・普通教室棟）
令和10年度中	増築棟完工、長寿命化改良事業第1期工事終了
<u>令和11年4月</u>	<u>市立特別支援学校開校</u>
令和13年度中	長寿命化改良事業第2、3期工事 完工

工事の影響を最小限に抑えられるよう、学校と調整を図りながら進めます。